

# 兵庫県国土利用計画（第五次） （案）

平成 29 年 月

兵庫県

## 目 次

前 文	1
I 県土利用に関する基本構想	1
1 県土利用の基本方針	1
(1) 県土利用の現状	1
(2) 県土利用をめぐる基本的条件	2
(3) 本計画が取り組むべき課題	3
ア 人口減少による県土管理水準等の低下への対応	3
イ 自然環境等の悪化への対応	4
ウ 災害に対して脆弱な県土の強靱化	5
(4) 県土利用の基本方針	5
ア 基本理念と目標	5
イ 計画期間	6
ウ 県土利用の基本方針	6
(ア) 兵庫の強みを活かした適切な県土利用	6
(イ) 複合的な施策の推進と県土の選択的な利用	9
(ウ) 多様な主体の参画と協働による県土マネジメント	9
2 地域類型別・利用区分別の県土利用の基本方向	10
(1) 地域類型別の基本方向	10
ア 都市地域	10
(ア) 大都市圏	11
(イ) 準大都市圏	11
(ウ) 地方都市圏	12
イ 多自然地域	12
(ア) 農山漁村地域	12
(イ) 自然維持地域	14
(2) 利用区分別の基本方向	14
ア 農地	14
イ 森林	14
ウ 水面・河川・水路	15
エ 道路	15
オ 宅地	16
(ア) 住宅地	16
(イ) 工業用地	16
(ウ) その他の宅地	17
カ その他	17

3	地域別の県土利用の基本方向	18
(1)	神戸・阪神地域	18
(2)	播磨地域（東播磨・西播磨）	20
(3)	但馬地域	21
(4)	丹波地域	22
(5)	淡路地域	22
II	県土の利用区分ごとの規模の目標及び地域別の概要	23
1	県土の利用区分ごとの規模の目標	23
2	地域別の概要	25
III	IIに掲げる事項を達成するために必要な措置の概要	25
1	土地利用関連法制等の適切な運用	26
2	21世紀兵庫長期ビジョンを基調とした地域整備の推進	26
3	県土の保全と安全性の確保	26
4	持続可能な県土の管理	27
5	自然環境の保全・再生・活用と生物多様性の確保	28
6	土地の有効利用の促進	30
7	土地利用転換の適正化	30
8	県土に関する調査の推進	31
9	計画の効果的な推進	31
10	県土マネジメントの推進	31
	おわりに	31

## 前 文

この計画は、国土利用計画法第7条の規定に基づき、兵庫県の区域における国土（以下「県土」という。）の利用に関する基本的事項を定めるものであり、県内の各市町がその区域について定める県土の利用に関する計画（市町計画）及び兵庫県土地利用基本計画の基本となるほか、県土の利用に関し、各種計画の行政上の指針となるものである。

国土利用計画は、限りある県土を有効に利用するという観点から、無秩序な開発に歯止めをかけるなど土地需要を量的に調整する役割を期待されてきた。このような役割は今後も一定程度必要であるものの、人口減少下で土地需要が減少する時代においては、県土を適切に管理し荒廃を防ぐ等、県土利用の質的向上を図る側面がより重要となっており、国土利用計画の役割は大きな転換点を迎えている。

既に地方部を中心に、人口減少や土地の利用価値の低減等に伴う県土管理水準の低下が地域の大きな課題となっており、今後は、第四次計画策定時までとは異なり、本格的な人口減少下における県土の利用・管理のあり方を見いだしていくとともに、開発圧力が低減する機会をとらえ、自然環境の再生・活用や安全な土地利用の推進等により、より安全で豊かな県土を実現していくことが、国土利用計画の大きな役割となる。

その際、人口減少下において若年層等地域の担い手が減少することは、県土管理水準の低下のみならず、農林水産、商工、観光、健康・福祉など、地域づくりの根幹にも関わってくることから、本計画が示す全県的な方針とともに、地域がそれぞれの自然や文化、経済社会状況等を踏まえ、身近な土地利用のあり方について自ら検討するなど、地域主体の取組を促進していくことが重要である。

県土利用をめぐる状況が大きく変化の中、国土利用計画の果たすべき役割もまた変化しているが、県土を適正に利用するための総合的な計画としての国土利用計画の位置づけは引き続き重要である。本計画は、国土利用計画法に定めるこの理念を踏まえつつ、時代の要請に応え、限られた資源である県土の総合的かつ計画的な利用を通じて、県土の安全性を高め、持続可能で豊かな県土を形成する県土利用を目指す。

## I 県土利用に関する基本構想

### 1 県土利用の基本方針

#### (1) 県土利用の現状

本県は、日本海から瀬戸内海を経て太平洋に至る広大な県域を擁しており、数多くの温泉や景勝地、自然公園を有するなど豊かな広がり美しい自然を誇っている。

中央部北寄りに中国山地が東西に走り、県域が大きく南北に分かれており、気候も、北の日本海型、中央部の内陸型、南の瀬戸内型とそれぞれの地域の特色を表している。

歴史・文化においても、神戸・阪神、東・西播磨、但馬、丹波、淡路の各地域で特有の個性を有し、数多くの史跡など優れた文化遺産に恵まれている。

このような自然や歴史・文化を背景として瀬戸内臨海部に広がる都市地域、自然豊かな中山間地域やそこに点在する都市など、多様で多彩な県土利用がなされている。そして、このことが同時に人口や産業の地域的偏在等様々な課題の誘因ともなっている。

一方、全国的に、少子高齢化、本格的な人口減少に加え、東京一極集中に伴う様々な課題が認識される中、本県においても、「地域創生」を県政の基本政策に位置付け、兵庫県地域創生条例の下、兵庫県地域創生戦略を策定し、各般の取組を推進している。

このため、県土利用においても、兵庫県地域創生戦略を踏まえ、本県の強みである地域のポテンシャルや多様性を活かし、大都市圏から多自然地域まで多彩な魅力を持つ個性豊かな地域がそれぞれ機能分担しながら連携することを基本に、個性と多様性を重視した地域づくりを進め、地域の自立と県土の均衡ある発展に配慮することが重要となっている。

これまでの10年間の県土利用の推移をみると、農地の減少傾向が緩やかになりつつあるものの、森林については一定の減少傾向にある。一方、住宅地やその他の宅地、道路は、以前よりも緩やかではあるが増加傾向にある。工業用地については、リーマンショック後、一時減少傾向にあったものの、近年は回復傾向にある。都市においては、空き家、空き地等の低・未利用地が多くみられ、企業の事業縮小や海外への生産拠点の移転等に伴う遊休地が多くみられる。また、農山村においても農林業従事者の高齢化や後継者不足などにより、耕作放棄地等の増加傾向がみられる。

こうした中であって、「創造と共生の舞台・兵庫」をめざす県土づくりのため、今後の県土利用に関する基本方向を示す必要がある。

## (2) 県土利用をめぐる基本的条件

今後の県土の利用を計画するに当たっては、県土利用をめぐる次のような基本的条件を考慮する必要がある。

本県は既に人口減少社会を迎えており、今後、高齢者人口は一貫して増加し、高齢化率も引き続き上昇することが予想されている。一部の地域では、今後も人口増加や新たな機能等の集積に伴い、一定程度、土地需要の増加が想定されるものの、全体として土地需要は減少し、子世代の流出等に伴い、空き家等の増加や荒廃、疎住化の進行、都市機能や公共交通サービス等暮らしの利便性や効率性の低下、耕作放棄地の拡大、森林の荒廃や野生鳥獣被害の拡大など、県土管理水準の低下や非効率な土地利用の増大等が懸念される。そのため、今後の県土利用においては、本格的な人口減少社会における県土の適切な利用・管理のあり方を構築していくことが重要となる。

また、地球温暖化の進行等に伴う異常気象や大規模災害の増加、近い将来発生が懸念される南海トラフ地震や内陸型活断層地震、管理が行き届かない森林やため池に起因する土砂災害やため池の決壊などの甚大な被害など、自然災害リスクが高まっている。一方、原発の停止等に伴う温室効果ガス排出量の増加や固定価格買取制度を背景とした大規模太陽光発電施設の急増等による自然環境等への影響も懸念される。自然環境については、開発圧力が減少する機会をとらえ、その保全・再生を図るとともに、再生可能な資源・エネルギーの供給や防災・減災、生活環境の改善等、自然が持つ多様な機能を積極的に評価し、地域における持続可能で豊かな生活を実現する基盤として、経済社会的な観点からもその保全と活用を図ることが重要となる。景観については、周辺に配慮のない建築物等の立地や、空き地・空き施設の増加により、身の回りの景観に変化や混乱をきたしたり、貴重な景観資源の喪失や、それらへの眺望阻害による地域の個性の喪失を招いていることから、これらへの対応も重要と

なる。

さらに、本県は、土砂災害警戒区域等の危険箇所が多く存在するなど、県土利用上、災害に対して脆弱な構造となっている。阪神・淡路大震災をはじめ、東日本大震災や熊本地震、集中豪雨等の相次ぐ自然災害の経験により、自然災害に対する備えの大切さが認識され、県土利用面における安全・安心に対する県民の意識も高まっている。人口減少は開発圧力の低下等を通じて空間的な余裕を生み出す側面もあるため、中長期の視点から計画的、戦略的に、より安全で持続可能な県土利用を実現することも重要となる。

### (3) 本計画が取り組むべき課題

県土利用をめぐる基本的条件を踏まえ、本計画が取り組むべき課題は以下のとおりである。

#### ア 人口減少による県土管理水準等の低下への対応

本県の人口は平成21年をピークに減少局面に入っており、今後も人口減少が継続すると見込まれる。また、年少・生産年齢人口の減少と高齢者人口の増加が進むとともに、神戸・阪神地域の減少幅が小さいのに比べ、西播磨、但馬、淡路などで著しい減少が予測されるなど、人口の地域的な偏在も見込まれる。

人口動態の変化は、県土の利用にも大きな影響を与える。都市部においては、人口密度の低下や大規模集客施設の郊外への立地等による中心市街地の衰退、企業の事業縮小や海外への生産拠点移転等による工場閉鎖に伴う不適切な跡地管理の増加等が懸念される。地方都市の中心市街地では、既に人口・世帯数の減少が進展し、都市機能や公共交通サービスが低下するとともに、低・未利用地や市場に流通していない空き家等が増加しており、土地利用の効率低下が懸念される。また、昭和40年代に開発された郊外型住宅団地では、都市中心部に先行して高齢化や人口減少が急速に進展しており、住宅や生活利便施設の老朽化、空き家・空き店舗の活用も課題となっている。

また、農山漁村では、農地の転用に加え、農業者の高齢化や農村からの人口流出に伴う耕作放棄地の拡大による周辺農地の営農への悪影響や、農地・水路の保安全管理水準の低下も懸念されている。農業就業者の高齢化が進む中、営農等の効率化のため、担い手への農地集積・集約は進んでいるものの、依然として小規模な兼業農家が多数存在することも課題である。林業・木材産業においては、人口減少による住宅市場の縮小が想定され、今後、新築住宅用木材の国内需要の拡大は見込めないなど厳しい状況にあるほか、一部に間伐等の適切な管理が行われていない森林もみられる。

県土管理水準の低下や都市化の進展などの県土利用の変化は、水源涵養機能の低下や雨水の地下浸透量の減少等を通じて、水の循環にも大きな影響を与える。また、土地取引が多い都市や高齢化が著しい地域での地籍整備の遅れにより、土地境界が不明確な状況では、土地の有効利用の妨げとなり得る。さらに、都市へ人口移動が進む中で、地方を中心に、今後も所有者の所在の把握が難しい土地が増加することが想定され、円滑な土地利用に支障をきたすおそれがある。

このような問題は、既にその多くが顕在化しているが、対策を怠れば、今後、ますます状況が悪化するおそれがある。このため、本格的な人口減少社会においては、県土の適切な利用と管理を通じて県土を荒廃させない取組を進めていくことが重要な課題となる。

また、人口減少、高齢化と経済のグローバル化に伴う国際競争の激化が共に進行していく中で、経済成長を維持し県民が豊かさを実感できる県土づくりを目指す観点から、生活や生産水準の維持・向上に結びつく土地の有効利用・高度利用を一層、推進していくことも必要である。

## イ 自然環境等の悪化への対応

人口減少は、開発圧力の減少等を通じて空間的余裕を生み出す面もあるため、この機会をとらえ、生物多様性の確保や自然環境の保全・再生を進めつつ、持続可能で豊かな暮らしを実現する県土利用を進めていく視点が重要である。この観点から、過去の開発や土地の改変により失われた良好な自然環境や生物の多様性を再生していくことが大きな課題となる。

特に、一度開発された土地は、それまでの利用が放棄されても人為的な土地利用の影響が残ることから、その地域本来の生態系には戻らず、荒廃地等となる可能性がある。このような土地については、自然の生態系に戻す努力が必要となる。加えて、今後、土地への働きかけの減少により、これまで人の手が入ることで良好に管理されてきた里地里山等においては、自然環境や景観の悪化、開発や外来生物の侵入等による生物多様性への影響の深刻化・顕在化、野生鳥獣の生息域拡大に伴う新たな地域での被害の発生、さらには自然資源の管理や利活用に係る知恵や技術の喪失等が懸念される。

また、気候変動は、広く県土の自然環境に影響を及ぼし、更なる自然環境の悪化や生物多様性の損失が懸念されることから、気候変動による将来的な影響も考慮して、これに適応し、自然環境と調和した持続可能な経済社会システムを構築していくことが必要である。

自然環境や生物多様性は、水源涵養や土壌浸食防止などの防災機能の充実、農林水産業や企業活動の振興などの取組を支える一方、地域の特色ある風土をはじめ、産業、食文化、工芸や芸術などの文化の多様性と深く関係している。このため、生態系を保全し、再生可能エネルギーの導入拡大に努めるなど、人と自然が共生してきた里地里山等を持続的に適切に管理・利活用していくことは、バイオマス等の再生可能エネルギーの地域レベルでの安定確保や健全な水循環の維持又は回復、全国よりも低い水準にある食料自給率の改善等を通じて、地域の持続的で豊かな暮らしを実現する観点からも重要である。また、近年の気候変動により頻発化・激甚化する水害・土砂災害等による被害を最小限に抑えるためにも、自然生態系の有する防災・減災機能も活用し、持続可能かつ効果的・効率的な防災・減災対策を進めることが重要である。

さらに、今後、景観に悪影響を及ぼす空き地・空き施設の増加、優良農地以外の農地や森林等への太陽光発電施設の設置の急激な増加等による自然環境等への影響が懸念される中、これからの人口減少社会において地域が元気であり続けるためにも、これまで人と自然との関わりの中で育まれてきた景観や美しい農山漁村の集落やまちなみ、魅力ある都市空間や水辺空間等うまいある快適で豊かな環境を保全、再生、創出し、次世代に継承するとともに、地域の個性を育みながら、景観資源の活用による交流や観光振興を通じて、地域活力の向上をめざすことが重要である。

## ウ 災害に対して脆弱な県土の強靱化

本県は、都市部を含め、全国的にみても多くの土砂災害警戒区域等の危険箇所を有しているほか、沿岸域には液状化による防潮堤の沈下などの津波災害リスクの高い地域が存在する等、県土利用上、災害に対して脆弱な構造となっている。津波により沿岸域に大きな被害をもたらした東日本大震災は、阪神・淡路大震災の経験を超えた想定外の事態に対する我が国の社会経済システムの脆弱性を顕在化させた。一方、熊本地震の発生は、多くの内陸型活断層を有する本県においては、今後も県内各地で強い地震が発生する可能性を示唆している。

また、雨の降り方は局地化・集中化・激甚化しており、さらに今後、地球温暖化に伴う気候変動により、極端な降水がより強く、より頻繁となる可能性が非常に高いと予測されている。このため、水害、土砂災害が頻発化・激甚化することが懸念される。一方、無降水日数も全国的に増加することが予測されており、渇水が頻発化・長期化・深刻化することも懸念される。

このため、防災・減災対策の強化とともに、災害の発生リスクが高い区域等における土砂災害特別警戒区域、災害危険区域等の指定による土地利用の適切な制限など、安全性を優先的に考慮する県土利用に向けた、より一層の取組が必要となっている。

また、都市においては、主要な都市機能の集中や地下空間を含む土地の高度利用の進展など経済社会の高度化に伴う都市型水害等に対する脆弱性への対応や、オープンスペースが少ない密集市街地の防災性の向上も重要な課題となっている。農山漁村においても、間伐等の適切な管理が実施されていない森林における林床植生の衰退等による水源涵養や土砂流出防止機能の低下といった、県土管理水準の低下に伴う県土保全機能の低下が懸念されている。一方、高度経済成長期に集中的に整備した社会基盤施設の老朽化への対応や、人口減少下における都市の縮小や災害時の緊急輸送・救急機能の確保に対応するための基幹道路ネットワークにおけるミッシングリンクの解消が急がれている。

安全・安心は、すべての活動の基盤であることから、従来の防災対策に加え、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方にに基づき、レジリエンス（強靱さ・しなやかさ）の確保とともに、流域全体で防災力の向上を図る総合的な治水対策や、森林の適正管理を推進して、すみやかに復旧・復興できる県土の構築に向けた県土強靱化の取組を進めていくことが必要である。

## (4) 県土利用の基本方針

### ア 基本理念と目標

県土は、現在及び将来における県民のための限られた資源であるとともに、県民の生活及び生産を通ずる諸活動の共通の基盤であり、その利用のあり方は、県民の生活や地域の発展と深いかかわりを有している。

県土の利用に当たっては、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然、社会、経済及び文化などを生かし、地域の自立的発展を促進していくとともに、公共の福祉を優先するなかで安全かつ健康で文化的な生活環境の確保とこれからの時代にふさわしい県土全域の均衡ある発展を図ることを基本理念とする。



また、阪神・淡路大震災を経験した我が県では、震災での経験と教訓を活かし、21世紀兵庫長期ビジョンを踏まえ、「創造と共生の舞台・兵庫」の実現をめざして、地域社会を構成する多様な主体が協働し、「自立と連帯」「安心と活力」「継承と創造」の考え方のもと、県土利用に取り組んでいく。

## イ 計画期間

兵庫県国土利用計画（第五次）の計画期間は、平成26年を基準年次とし、平成37年を目標年次とする。

## ウ 県土利用の基本方針

1 (3)で示した課題のみならず兵庫らしい地域創生に資する前向きな県土利用に取り組むため、本計画は「兵庫の強みを活かした適切な県土利用」、「複合的な施策の推進と県土の選択的な利用」、「多様な主体の参画と協働による県土マネジメント」の3つを基本方針とし、県土の安全性を高め持続可能で豊かな県土を形成する県土利用を目指す。

### (7) 兵庫の強みを活かした適切な県土利用

本県は、日本海から瀬戸内海を経て、太平洋を望み、変化に富んだ地形と気候を有する地理的特性のもと、多様な地域性に恵まれ、長い歴史の中で育んできた豊かな自然、開かれた文化、多彩な人材、層の厚い産業など、他に類を見ない「多様性」が備わっている。これら兵庫の強みである地域のポテンシャルや多様性を活かし、大都市圏から多自然地域まで多彩な魅力を持つ個性豊かな地域がそれぞれ機能分担しながら連携することを基本として、適切な県土利用を図る。

#### ① 県土空間の安全・安心を高める県土利用

阪神・淡路大震災をはじめとした大規模な自然災害からの創造的復興の経験を活かし、巨大地震や津波災害の被害の最小化のため、ハード対策と、避難対策を中心としたソフト対策を適切に組み合わせた防災・減災対策を実施するとともに、災害の発生リスクの高い区域等においては、地域の実情等を踏まえた住宅等の建築抑制や構造規制といった土地利用制限の検討や、公共施設等について災害リスクの低い地域への立地を促すことにより、より安全な地域への居住を誘導する取組を進めることも重要である。同時に、災害発生時に人家への影響が大きいなど緊急性の高い箇所における土砂災害対策や災害に強い森づくり、「ながす」「ためる」「そなえる」を組み合わせた流域全体での「総合治水」の取組を進め、風水害による被害を最小化する。

また、災害時における都市機能の代替性確保のため、経済社会上、重要な役割を果たす諸機能の適正な配置やバックアップ、均衡のとれた都市施設の配置とそれらのネットワーク化、都市の耐震化・不燃化を推進するとともに、交通、エネルギーやライフライン等社会基盤施設の多重性・代替性を確保する。その他、被害拡大の防止、仮置場などの復旧復興の備えとしてのオープンスペースの確保、高度経済成長期に整備された多くの社会基盤施設の積極的な強靱化、農地の保全管理、森林やその他の生態系の持つ県土保全機能の向上など、地域レベルから県土レベルまでのそれぞれの段階における取組を通じて県土利用の面からも県土の安全性を総合的に高め、災害に強く

しなやかな県土を構築する。

## ② 住みたい地域、個性あふれる「ふるさと兵庫」をつくる県土利用

日本の縮図と言われ、大都市圏から多自然地域まで、個性ある多様な地域を持つ本県の強みを活かし、将来にわたり保全すべき自然環境や優れた自然条件を有している地域を核として、地域活力の低下が懸念される多自然地域における地域の自主的・主体的な取組を支援し、気候変動による影響も考慮しつつ、様々な担い手による自然環境の保全・再生を進め、森、里、川、海の連環による生態系ネットワークの形成を図り、県民の福利や地域づくりに資する形での活用を推進する。

自然環境の活用については、持続可能で魅力ある県土づくりや地域づくりを進めるため、社会資本整備や土地利用において、自然環境の有する多様な機能（生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）を活用したグリーンインフラなどの取組を推進する。また、環境先進県・兵庫として、再生可能エネルギーの導入拡大や、都市の低炭素化を図り、エネルギーを効率的に利用するスマートシティの構築に向けた検討を進めるなど、温室効果ガスの排出の少ない社会構造の実現を目指すとともに、エネルギー資源を生み出す里地里山等の良好な管理と資源の利活用に係る知恵や技術を継承する。さらに、本県における多様な自然と風土を背景とした優れた景観や自然環境、特色ある歴史・文化を持つ個性的な地域形成による居住地としての魅力の向上や県外、国外を含めた地域間交流の促進による地域の活性化など、地域資源を生かした魅力ある都市づくりにより、「多自然居住」、「二地域居住」など、地域と地域の交流や連携を促進する。

これらに加え、美しい農山漁村、集落や魅力ある水辺空間など、地域の個性ある美しい自然景観の保全、再生、創出を進めるとともに、これらを活用した魅力ある地域づくりを進める。あわせて、地球温暖化への対応や水環境の改善等の観点から健全な水循環を維持し、又は回復するための取組を進める。なお、大規模太陽光発電施設などの再生可能エネルギー関連施設については、周辺の土地利用状況や自然環境、景観、防災等に特に配慮する。

その際、県土には希少種等を含む様々な野生生物が生息・生育していることを踏まえつつ、外来種対策、野生鳥獣被害対策の推進など、良好な生物生息環境の保全・回復を進め、生物多様性の確保に努めるとともに人と野生動物との調和のとれた共存を目指し、自然環境を保全・再生・活用する県土利用を進める。水循環については、都市的土地利用と農林業的土地利用、自然的土地利用を通じた、都市における雨水の貯留・涵養の推進や農地、森林の適切な管理など、流域の総合的かつ一体的な管理等により、健全な水循環の維持又は回復を図る。

## ③ 産業競争力を強化し、人や企業・資本が流入する兵庫をつくる県土利用

本格的な人口減少社会を迎え、地域が持続的に発展していくための地域産業の活性化、雇用の受け皿創出を促す観点から、本県の有する世界最高水準の先端科学技術基盤と優れたものづくり技術、国際性豊かな暮らしやすい質の高い生活環境や、関西圏

国家戦略特区による規制緩和等を活用して、産業競争力の強化を図るとともに、国内外からの企業立地や投資、人材の誘致の促進に向けた土地利用を戦略的に進める。

その際、先端科学技術基盤の産業利用による新技術・製品の開発や高度人材の育成支援、産学官連携による共同研究開発の促進等に取り組むとともに、三大都市圏からの本社機能の移転や既存企業が行う県内拠点の維持・拡張等を支援するほか、グローバル企業の立地を促進する。さらに、兵庫の持つ地域資源や産業等の強みを活かした政府系関係機関の誘致を推進する。また、今後の都市づくりにおいて中心的な役割を担う民間投資の適切な誘導、公共投資におけるPPP等による民間活力の活用を図るとともに、地域間連携や地域活性化の促進を強化する公共交通、ICTインフラ等の基盤整備を進める。

農林水産業については、食料の安定供給に不可欠な優良農地を確保し、県土保全等の多面的機能を持続的に発揮させるために良好な土地管理を行うとともに、農業の競争力強化に向けた生産基盤の整備・保全や農業の担い手への農地集積・集約を進めることなどを通じて、地域の活性化と雇用創出、耕作放棄地の発生防止及び解消と効率的な土地利用を図る。その際、本県の多様な気候・風土に根ざした多彩で評価の高い農畜水産物の生産拡大や、神戸・阪神地域の大消費地を擁し、多くの消費者・実需者を有する本県の強みを最大限に活かした都市近郊農業の展開を図る。「県産県消」が農林水産業・農山漁村を支え、多面的機能の維持保全や将来的な食料の確保につながるという、県民の意識醸成を目指すことも重要である。また、県土の保全、水源の涵養等に重要な役割を果たす森林の整備及び保全を進め、伐期を迎えた人工林を積極的に利活用するための新たな木材需要の開拓と持続的林業経営を担う高度人材の育成に取り組む。

#### ④ まちの賑わいを創出する県土利用

県内各地域における優れたまちなみ景観、歴史、文化を活かし、まちとしての魅力の向上や地域間交流の促進による活性化を図るため、地域の特性に応じたきめ細かな土地利用を進める。

人口減少、超高齢社会下においては、大都市、地方都市等、圏域ごとに産業、医療・福祉、商業等の諸機能において役割分担し、相互に連携することによる持続可能な県土構造の実現を目指す。また、地域の核となる都市公園や地域に存する低・未利用地や空き家等の未利用資産を有効活用すること等により、地域活力の向上と土地利用の効率化を図る。その際、地域のイニシアティブ（主導）による魅力的な都市づくりを図るため、住民、事業主、地権者等によるエリアマネジメントの取組を推進するとともに、商店街の商業機能と地域のコミュニティ機能等の維持・活性化にも配慮する。

特に、グローバルな都市間競争に直面する都市部等においては、国際競争力強化の観点から、生産性を高める土地の有効利用・高度利用を進めるとともに、都市環境を改善し安全性を高める土地利用を推進していく。

また、誰もが安心して暮らし、元気に活動できるユニバーサル社会の実現を推進する。

## ⑤ 地域に根ざした観光・ツーリズムを振興する県土利用

本格的な人口減少社会における地域経済の活性化のためには、観光など交流人口による消費の拡大が重要である。このため、観光と農・食・健康関連産業の連携による農業・漁業体験等を活用した都市部と農村部の交流を図るグリーンツーリズムや、世界遺産や日本遺産、ダイナミックな自然の姿など歴史的景観や優れたまちなみ等によるオリジナリティー等をもった滞在・体験型ツーリズムを展開する。また、多様な国・地域から外国人旅行者を誘致するためのデスティネーション（旅行目的地）としての兵庫の魅力を直接海外に発信し、兵庫を訪れる外国人旅行者の安全・安心・快適な受け入れ基盤を整備するとともに、観光資源をネットワーク化した長期滞在型の広域観光周遊ルートの形成等に取り組み、世界に誇るひょうごオンリーワン資源を活かした観光・ツーリズムの振興に資する県土利用を図る。

### (イ) 複合的な施策の推進と県土の選択的な利用

今後、人口減少や財政制約が継続する中で、すべての土地について、これまでと同様に労力や費用を投下し、管理することは困難になることを想定しておく必要がある。特に、人為的に管理された土地は、放棄されれば自然に戻らず荒廃する可能性もあることから、県土を荒廃させない取組を進めていくことが一層重要となる。

県土の適切な管理は、県土保全、生物多様性の保全、健全な水循環の維持又は回復等を通じて、防災・減災や自然との共生等を促進する効果に加え、これらを通じた持続可能な地域づくりにも効果を発揮する。今後は、自然と調和した防災・減災の促進、地域の核となる都市公園や地域に存する空き家等の未利用資産の有効活用による地域活力の向上など、複合的な効果をもたらす施策を積極的に進め、県土に多面的な機能を発揮させることで、土地の利用価値を高め、人口減少下においても、県土の適切な管理を行っていくことが必要である。

また、森林、農地、宅地等の相互の土地利用の転換については、人口減少下においても一定量が見込まれるが、土地利用の可逆性が低いことに加え、生態系や健全な水循環、景観等にも影響を与えることから、土地利用の転換は慎重な配慮の下で計画的に行うことが重要である。一方、適切な管理を続けることが困難な中山間地域の耕作放棄地などの土地については、それぞれの地域の状況に応じて、管理コストを低減させる工夫とともに、新たな生産の場としての活用や、過去に損なわれた湿地などの自然環境の再生、希少野生生物の生息地等としての活用など新たな用途を見いだすことで県土を荒廃させず、むしろ県民にとってプラスに働くような最適な県土利用を選択するよう努める。

### (ウ) 多様な主体の参画と協働による県土マネジメント

これらの取組は、県等が示す広域的な方針とともに、各地域を取り巻く自然や社会、経済、文化的条件等を踏まえ、地域の発意と合意形成を基礎とする土地利用との総合的な調整の上に実現される。県土利用については、広域にわたる影響、地域内外の多様な主体との関わりの増大、身近な生活空間の管理に参加しようとする意識の高まりなど、様々な関係性の広がりや多様な主体の関わりが増大しつつある。こうした状況を踏まえ、地域住民

や市町など、地域の様々な主体が自らの地域の土地利用や地域資源の管理のあり方等について検討するなど、さらなる地域主体の取組の促進が重要である。

特に、県土管理については、このような地域による取組を基本としつつ、県土の多面的な価値に応じた公による管理と合わせ、水資源や農林水産資源など良好な県土の恵みを享受する都市住民や民間企業等の多様な主体の参画を進める。急激な人口減少下においては、将来的には無居住化する地域が拡大することも想定されることから、県民一人ひとりが県土に関心を持ち、その管理の一端を担う多様な主体の参画と協働による県土マネジメントを進めていくことが、一層、重要となる。

なお、土地の所有者が、所有地の良好な管理と有効利用に努めることを基本としつつ、所有者が管理・利用できない場合や所有者の所在の把握が難しい場合には、所有者以外の者の管理・利用を促進するなど、「所有から利用へ」の観点に立った方策を検討することも必要である。

## 2 地域類型別・利用区分別の県土利用の基本方向

### (1) 地域類型別の基本方向

県土の利用に当たっては、各土地利用を個別にとらえるだけでなく、複数の用途が複合する土地利用を地域類型としてとらえた土地利用の検討が重要であることから、代表的な地域類型として、都市地域と多自然地域（農山漁村及び自然維持地域）の県土利用の基本方向を、以下のとおりとする。なお、各地域が産業、医療・福祉、商業等の諸機能を分担・相互連携するとともに、地域間を交通ネットワークで結び、地域全体で多様な機能を分担・確保する地域連携型の持続可能な県土構造の実現を目指す。

#### ア 都市地域

市街地については、既に都市機能が集積している地区内において、機能の更新・充実を図るとともに、低・未利用地や空き家等の有効活用、土地の高度利用や必要に応じた集約などにより、土地利用の効率化を図るほか、地域活力が低下している市街化調整区域における地区計画制度や特別指定区域制度の活用、開発許可制度の弾力的運用等により、地域の実情に応じた計画的なまちづくりを進める。

また、地域の合意を踏まえ、災害リスクの高い地域への都市化の抑制や、既に主要な都市機能が災害リスクの高い場所に立地している場合は、都市機能の耐震化や災害発生時に人家への影響が大きいなど緊急性の高い箇所における土砂災害対策等により、安全性の向上を推進していくことも重要である。

都市防災については、地震等に対して延焼危険性や避難困難性の高い密集市街地等や、豪雨等に対して浸水対策等が不十分な地下空間が依然として存在することから、安全性の向上の推進とともに、主な都市機能の分散配置やバックアップの整備、地域防災拠点の整備、オープンスペースの確保、交通・エネルギー・ライフラインの多重性・代替性の確保、防潮堤等の整備・沈下対策、防潮水門の耐震化等の津波対策等により、災害に対する安全性を高め、災害に強い都市構造・県土構造の形成を図る。

あわせて、河川や下水道の整備等の「ながす」対策に加え、雨水を一時的に貯留し流出量を抑える「ためる」対策、浸水被害を小さくするための「そなえる」対策を組み合わせ、

流域全体で「総合治水」を推進するほか、県土の骨格を形成し、広域的な地域間連携と交流を促進するとともに、災害時の復旧・復興を迅速化する基幹道路ネットワークのミッシングリンクの早期解消に努める。

また、健全な水循環の維持又は回復や資源・エネルギー利用の効率化等により、都市活動による環境への負荷の小さい都市の形成を図るとともに、公共施設等のバリアフリー化の推進によるユニバーサル社会づくりや、都市機能を高める“ひょうご都市ブランド”づくりの推進を図る。さらに、美しく良好なまちなみ景観の形成、豊かな自然と利便性が共存する関西屈指の居住環境のさらなる創出、緑地及び水辺空間による生態系ネットワークの形成等を通じた自然環境の保全・再生等により、美しくゆとりある環境の形成を図る。

その他、都市機能の集積度や経済圏域の広さなどにより相違する基本方向は、以下のとおりとする。

#### (7) 大都市圏※1

大都市圏にあつては、文化、歴史、観光、産業等の蓄積された豊富な資源を活用するとともに、有機的な交通ネットワークによって、広域的な都市間の交流や連携を図りながら高度で多様な都市機能の強化を図り、地域経済を牽引する拠点を形成することにより、効率的な土地利用を図る。

また、国際競争力強化の観点から、必要な業務機能が集積できるよう土地の有効利用・高度利用を図るとともに、海外からも人や企業を呼び込む魅力ある都市空間の形成に向けた基盤整備、良好な業務空間、居住空間の確保、魅力あるにぎわい空間の形成及び国内外との良好なアクセス交通の確保を図る。

既成市街地においては、再開発や地下空間の活用等により土地の高度利用を図るとともに、大規模集客施設の適切な立地誘導やまちなみの回遊性を高める空間整備等により、都市の魅力と活力の向上を図り、あわせて既存住宅ストックの活用等による移住・定住の促進を図る。

ヒートアイランド現象を改善するため、人間活動から排出される人工排熱の低減、地表面の被覆の改善、交通流対策と物流の効率化の推進や公共交通機関の利用促進、うるおいのある都市空間の形成や熱環境改善等のための緑地・水面等の自然環境の確保・改善及び効率的な配置、建築物の屋上緑化やグラスパーキングによる緑の創出など、都市活動による環境への負荷が少ない都市の形成を図る。

美しくゆとりある都市環境を創出するため、まちなみ景観の連続性の確保やゆとりある空間の創出、密集市街地の改善など、安全性や生活環境の向上を図る。

#### (4) 準大都市圏※2

準大都市圏にあつては、大都市圏と連携し、高度な都市機能の維持・充実を図りつつ、公共交通機関を含む交通ネットワークの強化や交通手段の利便性の確保を推進するとともに、近隣都市や周辺の農山漁村との機能分担、交流・連携を促進することを通じ、効率的な土地利用を図る。

既成市街地においては、再開発等により土地の高度利用を図るとともに、大規模集客施設の適切な立地誘導や空き地・空き施設の利活用等により、地域の都市核としての機能と

にぎわいを確保する。新たな土地需要がある場合には、既存の低・未利用地の再利用を優先させ、農林業的土地利用、自然的土地利用からの転換は抑制し、あわせて高齢者等が「歩いて暮らせるまち」の形成を図る。

健全な都市環境を形成するためには、住居系、商業系、業務系等の多様な機能のバランスよい配置や健全な水循環の維持又は回復、資源・エネルギー利用の効率化、熱環境改善のための緑地や水面等の効率的な配置などにより、都市活動による環境への負荷が少ない都市の形成を図る。

美しくゆとりある都市環境を創出するためには、大規模建築物等の景観への配慮や周辺との調和、密集市街地の改善等による安全性や生活環境の向上を図る。

また、急激な人口減少及び高齢化により地域活力の低下が懸念されるオールドニュータウンの再生や、投資促進・規制緩和等による産業の立地促進、既存企業の流出防止にも取り組む。

#### (ウ) 地方都市圏※3

市町合併により複数の拠点を有する地方都市圏にあつては、コミュニティレベルでの医療・福祉、商業等の日常生活に必要なサービスの充実を図りつつ、近隣都市や周辺の農山漁村との機能分担、交流・連携を促進することを通じ、効率的な土地利用を図る。

特に、それぞれの拠点地区で不足している都市的サービスを相互に補うため、各地域とのネットワークの強化により、地域間のつながりを確保し、相互連携や交流の促進を図ることが重要である。

健全な水循環の維持又は回復や資源・エネルギー利用の効率化などにより、都市活動による環境への負荷が少ない都市の形成を図る。

緑豊かな自然や歴史的なまちなみなど、地域の特性や資源を生かしながら人と自然が調和した都市景観の形成を図るとともに、地域の状況に応じた計画的かつ適切な土地利用を図る。

また、新たな土地需要がある場合には、地域の実情を踏まえつつ、既存の低・未利用地の再利用を優先させ、農林業的土地利用、自然的土地利用からの転換は抑制する。

※1：大都市圏：瀬戸内臨海部に位置し、地域を越える広域的な圏域を持ち、複合的な都市機能の集積度が特に高い市街地を形成する都市

※2：準大都市圏：大都市に近接し、地域全体を対象とした都市機能が一定以上集積している市街地を形成する都市

※3：地方都市圏：多自然地域の魅力を有し、日常の生活圏を対象として、生活に密着した都市機能が集積する市街地を形成する都市

### イ 多自然地域

#### (7) 農山漁村地域

農山漁村は、生産と生活の場であるだけでなく、豊かな自然環境や美しい景観、水源の涵養など都市にとっても重要な様々な機能を有する。このため、農山漁村が県民共有の財

産であるという認識の下、地域特性を踏まえた良好な生活環境を整備するとともに、6次産業化などによる農林水産物の高付加価値化や、都市との交流や地域の資源を活用したコミュニティ・ビジネスの推進など活力ある農山漁村づくりを進める。また、木質バイオマス発電燃料等の新たな需要に対する県産木材の安定供給を図り、多くの森林が伐期を迎えた豊富な人工林を積極的に利活用するため県産木材利用の普及促進に取り組むとともに、需要拡大に対応するための担い手となる人材を育成する。これらを通じた農林水産業の成長産業化等によって雇用促進や所得向上を図り、総合的に就業機会を確保すること等により、健全な地域社会を築く。

さらに、神戸・阪神地域の大消費地を擁し、多くの消費者・実需者を有する本県の強みを最大限活かし、農業・農村における総生産の拡大を図るとともに、地域特性に応じたほ場整備や用排水路等の整備、排水改良など農作業の効率化と田畑転用が可能となる水田の汎用化の促進、老朽化の進む農業水利施設の長寿命化や管理体制の強化により、農業の競争力強化に向けた生産基盤の整備と保全に取り組む。

このような取組に加え、健全な水循環の維持又は回復、農業の担い手への農地の集積・集約、農地の良好な管理、野生鳥獣被害への対応（森林奥地の餌場の確保など）、森林資源の循環利用や森林の適切な整備及び保全、漁村における水産資源の持続的な利用を図るための資源管理型漁業を進めること等により、農山漁村における集落を維持し、良好な県土管理を継続させるとともに美しい景観を保全・創出する。同時に、長い歴史の中で農林業など人間の働きかけを通じて形成されてきた里地里山などの二次的自然に適応した野生生物の生息・生育環境を適切に維持管理する。

特に、地域活力の低下が懸念される地域においては、県土保全機能など、農業生産活動等が行われることを通じて集落が果たしてきた公益機能を継承する人材の確保を図り、森林の公的管理や都市住民も一体となった整備手法を構築するなど、地域の自主的・主体的な取組を支援し、都市との機能分担や多自然地域の再生、兵庫ならではの暮らし方（楽農生活、定年就農、都市部・多自然地域の二地域居住等）を促進し、これらの地域に暮らす人々の生活を成り立たせる条件整備などの総合的な施策を展開する。

このような県土管理の取組は、農山漁村において地域資源と再生可能エネルギーを持続的に利活用する仕組みを構築することにもつながり、これにより、地域経済の活性化や災害時のエネルギー不足のリスク低減及び被災地への食料供給等にも貢献することが期待される。また、災害時における孤立集落の発生を防ぐための道路交通機能の強化を図るとともに、緊急性の高い箇所での山地防災・土砂災害対策、農地やため池の持つ防災機能を高めることによる災害に強い農山漁村づくりを推進する。

農地と宅地が混在する地域においては、地域住民の意向に配慮しつつ、農村地域の特性に応じた良好な生産及び生活環境の一体的な形成を進め、農業生産活動と地域住民の生活環境が調和するよう、地域の状況に応じた計画的かつ適切な土地利用を図る。中山間地域においては、近隣都市との機能分担や交流・連携を促進することを通じ、効率的な土地利用を図る。また、生活環境や情報基盤の整備が遅れている漁村地域において、安全で快適な生活空間の確保を図る。

なお、生態系ネットワークを形成する観点から、環境創造型農業の推進や水田、河川の



自然再生、里山の整備、海岸の保全・再生、健全な水循環の維持又は回復等、都市と農山漁村との適切な関係を構築し、人と自然が共生する地域の創造に努める。

#### (1) 自然維持地域

高い価値を有する原生的な自然地域、野生生物の重要な生息・生育地及び優れた自然の風景地など、自然環境を保全、維持すべき地域については、都市や農山漁村を含めた生態系ネットワークの中核的な役割を果たすことから、野生生物の生息・生育空間の適切な配置や連続性を確保し、これにより気候変動への順応性の高い生態系の確保を図りつつ、自然環境が劣化している場合は再生を図ること等により、適正に保全する。その際、在来種保全の観点を中心として外来種の侵入の防止に努めるとともに、農林水産業への野生鳥獣被害等の防止（森林奥地の餌場の確保など）を図りながら、人と野生生物との共生を目指すほか、自然環境データの整備等を総合的に図る。また、企業の森づくりや森林ボランティア・リーダーの育成など、パートナーシップによる森林保全活動を進めるとともに、適正な管理の下で、自然の特性を踏まえつつ自然体験・学習等の自然とのふれあいの場としての利用を図るなど、都市や農山漁村との適切な関係の構築を通じて、生物多様性に関する取組を社会に浸透させ、自然環境の保全・再生・活用を進める。

#### (2) 利用区分別の基本方向

利用区分別の県土利用の基本方向は、以下のとおりとする。なお、この基本方向の推進に当たっては、各利用区分を別個にとらえるだけでなく、相互の関連性にも十分留意する。

##### ア 農地

農地は県民生活を支える食料等の生産基盤であることから、食料の安定供給に不可欠な優良農地の確保を図る。また、集落全体での共同活動等、里地としての不断の良好な管理を通じて県土保全や自然環境保全等の農業の有する多面的機能の維持・発揮を図るとともに、環境創造型農業など環境への負荷の低減に配慮した農業生産の推進を図る。その際、農業生産の効率を高め、安定した農業の担い手を確保するため、農村における集落営農組織、大規模経営体等への農地集積の加速化や農地中間管理機構等の活用による農地の集積・集約を推進するとともに、担い手に集中する水路等の管理を地域コミュニティで支える活動を支援する。

中山間地域などの条件不利地域では、地域ぐるみの農地等の管理に加え、他の地域の担い手が農地管理を行う「通い耕作」といった営農形態や都市と農村の共生・対流など地域間の対流の促進による管理も含め、地域の状況に応じた多様な主体による役割分担のあり方について検討する。また、女性や高齢者など集落内の人材、集落外の大規模農家や企業、UJIターン者等の参画による集落の活性化についても検討する。

市街化区域内農地など都市農地については、良好な都市環境の形成及び災害時の防災空間の確保の観点からも、計画的な保全と利用により、都市と緑・農の共生を図る。

##### イ 森林

森林については、温室効果ガス吸収源対策、生物多様性保全への対応、国内外の木材の需給動向等を踏まえ、県土の保全、水源の涵養などに重要な役割を果たす森林の整備を進め、森林の多面的機能を持続的に発揮させる豊かな森の保全・再生を図るほか、山地防災・土砂災害対策についてさらに推進する。その際、森林境界の明確化、施業や経営の委託等を含め、所有者の責任で適切な森林の整備及び保全を図るとともに、急傾斜地等の立地条件が悪い森林等においては、公的な関与による整備及び保全を推進する。さらに、社会全体で森林を支える仕組みを構築し、所有者の適正な管理に加え、県民や企業など多様な主体による整備及び保全についても促進することにより、森林を守り、育て、活かし、広げる県民総参加の森づくりを推進し、里山の適切な管理を図る。

また、戦後に植林した森林が本格的な利用期を迎えていることから、この機会をとらえ、将来にわたり森林がその多面的機能を発揮できるよう、木質バイオマス発電燃料等の新たな需要に対する県産木材の安定供給や利用拡大等を通じた森林資源の循環利用や、作業道を含めた森林の整備及び保全を推進する。

スギ・ヒノキ人工林については、公的管理の充実による多面的機能の高度発揮や林業生産サイクルの円滑な循環による持続可能な循環型林業を確立し、適正な利用を図る。

林業経営として収益を確保することが難しい森林にあっては、広葉樹の植栽や天然更新による広葉樹林化等、省力的な管理が可能な森林への誘導を図る。

都市及びその周辺の森林については、良好な生活環境を確保するため、積極的に緑地としての保全及び整備を図るとともに、農山漁村集落周辺の森林については、地域社会の活性化に加え多様な県民の要請に配慮しつつ、適正な利用を図り、都市と緑・農との共生を目指す。さらに、原生的な森林や希少な野生生物が生息・生育する森林等自然環境の保全を図るべき森林については、その適正な維持・管理を図る。

## ウ 水面・河川・水路

水面・河川・水路については、地域における安全性向上のための河川等の整備と適切な管理、より安定した水供給のための農業用排水施設の整備等に要する用地の確保を図るとともに、施設の適切な維持管理・更新や水面の適正な利用を通じて、既存用地の持続的な利用を図る。また、台風や集中豪雨による浸水被害に対する総合的な治水対策や治山ダムや砂防えん堤等の整備による土砂災害対策を推進する。

さらに、水系は生態系ネットワークの重要な基軸となっていることを踏まえ、これらの整備に当たっては、河川の土砂供給や栄養塩類の循環、水質汚濁負荷など、流域の特性に応じた健全な水循環の維持又は回復等を通じ、自然環境の保全・再生・調和に配慮するとともに、自然の水質浄化作用、野生生物の多様な生息・生育環境、美しい水と緑にあふれる魅力ある水辺環境、都市における貴重なオープンスペース及び熱環境改善等多様な機能の維持・向上を図る。

## エ 道路

一般道路については、地域間の対流を促進するとともに、災害時における輸送の多重性・代替性の確保を図るため、県土の骨格を形成し、県全体の発展基盤となる高規格幹線道路や

地域高規格道路などで構成する「高速道六基幹軸」等とこれらを補完する幹線道路を始めとした暮らしと交流を支える道路網の整備を進め、必要な用地の確保を図る。

さらに、「つくる」から「つかう」への視点に立ち、既存ストックを有効活用するなど効率的及び効果的な整備を進め、既存用地の持続的な利用を図る。

これらの整備に当たっては、道路の安全性、快適性等の向上並びに防災機能の向上及び公共・公益施設の収容機能等の発揮に配慮するとともに、環境の保全に十分配慮する。特に市街地においては、道路緑化の推進等により、良好な沿道環境の保全・創造に努める。

農道及び林道については、農林業の生産性向上並びに農地及び森林の適正な管理を図るため、必要な用地の確保を図るとともに、「つくる」から「つかう」への視点に立ち、既存ストックを有効活用するなど施設の適切な維持管理・更新を通じて既存用地の持続的な利用を図る。農道及び林道の整備に当たっては、自然環境の保全に十分配慮する。

## オ 宅地

### (7) 住宅地

住宅地については、人口減少社会に対応した秩序ある市街地形成や豊かな住生活の実現の観点から、住宅周辺的生活関連施設の整備を計画的に進めながら、耐震・環境性能を含めた住宅ストックの質の向上を図り、良好な居住環境を形成する。その際、地域の状況を踏まえつつ、災害リスクの高い地域での整備を適切に制限する。

住宅地の整備に際しては、世帯数が計画期間中に減少に転じると見込まれるため、土地利用の高度化、低・未利用地の有効利用及び空き家を含む既存住宅ストックの有効活用を優先し、自然的土地利用等からの転換は抑制しつつ、必要な用地を確保する。

また、急激な人口減少及び高齢化による地域活力の低下が懸念されるオールドニュータウンにおいては、住民が主体となり多世代が支え合う持続するまちへの再生を進める。

さらに、災害時においても早期復旧による適切な住宅地利用が継続されるよう、「被災者生活再建支援制度」及び「地震保険制度」の活用、「住宅再建共済」への加入促進等により、自助、共助、公助が一体となった効果的な住宅再建の支援システムを構築する。

### (4) 工業用地

工業用地については、グローバル化や情報化の進展等にもなう工場の立地動向、産業・物流インフラの整備状況及び地域産業活性化の動向等を踏まえ、環境の保全等に配慮しつつ、必要な用地の確保を図る。

また、工場移転や業種転換等にもなう生ずる工場跡地については、土壌汚染調査や対策を講じるとともに、良好な都市環境の整備等のため、有効利用を図る。さらに、工場内の緑地、水域やビオトープなどが希少な植物や水生生物等の生育・生息環境となっている場合もあるため、その保全に配慮するとともに、企業等による自主的な取組を促進させる仕組みを検討する。

さらに、企業立地の促進のため、地域活力が低下している市街化調整区域における地区計画制度や特別指定区域制度の活用、開発許可制度の弾力的運用等により、地域の実情に応じた計画的なまちづくりを進める。

#### (ウ) その他の宅地

その他の宅地については、市街地の再開発などによる土地利用の高度化、必要に応じた集約や市街地の縮小、災害リスクの高い地域への立地抑制及び良好な環境の形成に配慮しつつ、事務所・店舗用地について、経済のソフト化・サービス化の進展等に対応して、必要な用地の確保を図る。また、大規模集客施設の立地については、都市構造への広域的な影響や地域景観との調和等に配慮しつつ、まちづくりに関する計画と整合した適正な立地誘導を図る。なお、地域のコミュニティ機能等を維持・活性化させるため、商店街の再生と都市空間再編を一体的に展開する。

#### カ その他

(7) 文教施設、公園緑地、交通施設、環境衛生施設及び厚生福祉施設などの公用・公共用施設の用地については、県民生活上の重要性とニーズの多様化を踏まえ、景観形成等周辺環境の保全に配慮して、必要な用地の確保を図る。また、施設の整備に当たっては、耐災性の確保と災害時における施設の活用に配慮するとともに、施設の拡散を防ぐ観点から空き家・空店舗の再生利用やまちなか立地に配慮する。

(イ) 公園・緑地については、人々に潤いとゆとりをもたらす憩いの場であり、自然環境の保全や良好な地域環境の形成、さらには、都市の災害に対する安全の確保に重要な役割を担っていることから、緑化の推進や緑地の保全を図りながら必要な用地を確保する。また、施設の計画的・効率的な老朽化対策と合わせ、ニーズの変化に対応したリノベーションを推進する。

(ウ) レクリエーション用地については、森林、河川、沿岸域等の余暇空間としての利用や施設の適切な配置とその広域的な利用に配慮するとともに、スポーツに対する県民の高い関心のなか、スポーツ振興を通じて健康づくりや地域での世代間交流の促進が図られるよう配慮する。

なお、ゴルフ場用地については、自然環境へ与える影響が大きいことから、引き続き開発行為を抑制する。

(イ) 低・未利用地のうち、工場跡地など、都市の低・未利用地は、居住用地や事業用地等として再利用を図るほか、公共用施設用地や避難地等の防災用地、自然再生のためのオープンスペース等、居住環境の向上や地域の活性化に資する観点から積極的な活用を図る。特に、高速道路インターチェンジ近くの低・未利用地は、物流拠点用地等として活用する。

農村部において、優良農地のうち耕作されていない農地は、農地としての有効活用を図る。また、耕作放棄地は、作付・再生可能なものについては所有者等による適切な管理に加え、多様な主体の直接的・間接的な参加の促進等により、農地としての活用を積極的に図る。中山間地域等の再生困難な耕作放棄地については、それぞれの地域の状況に応じて新たな生産の場としての活用や、自然環境の再生（山林等）を含め農地以外への転換を推

進する。

また、ゴルフ場やスキー場等の比較的大規模な跡地は、森林への転換を進めるほか、周辺の自然環境や景観等への影響や災害リスク、地形等へ配慮しつつ、有効利用を図る。その際、近隣地域住民の生活環境と調和するよう、用途や撤退時の対応等を含め地域の状況に応じた計画的かつ適切な土地利用を図る。

露天駐車場、資材置場等については、周辺の景観との調和等を踏まえ、地域の実情に応じた計画的かつ適切な活用を図る。

太陽光発電施設については、再生可能エネルギーの導入課題を踏まえ、周辺の土地利用状況や自然環境、景観、防災等に特に配慮し、地域社会の理解を得ながら適切な導入及び土地利用を図る。

(オ) 沿岸域については、漁業、海上交通、レクリエーション等各種利用への多様な期待があることから、自然的・地域的特性及び経済的・社会的動向を踏まえ、海域と陸域との一体性に配慮しつつ、長期的視点に立った総合的利用を図る。その際、環境の保全と利用者の安全を確保した親水空間としての適正な利用や津波・高潮等の災害リスクに配慮する。

なお、沿岸域の埋立てについては、環境の保全、漁場環境の維持等に十分配慮して慎重に行う。

また、沿岸域は、陸域と海域の相互作用により特有の生態系を有しているため、多様な藻場・干潟などを含む浅海域や海岸等の自然環境の保全・再生により、沿岸域の有する生物多様性の確保を図るとともに、良好な景観を保全・再生する。併せて漂着ごみ対策、汚濁負荷対策を図り、また漂流・海底ごみ対策の推進を図るよう努めるとともに、県土の保全と安全性の向上に資するため、海岸の保全を進める。

### 3 地域別の県土利用の基本方向

地域の区分は、自然的、社会的条件等を考慮して、神戸・阪神地域、播磨地域（東播磨・西播磨）、但馬地域、丹波地域及び淡路地域の5地域とし、前述の地域類型別の基本方向を踏まえた地域別の基本方向は、以下のとおりとする。

なお、各地域の個性や特性を生かした地域づくりにあわせて、異なる価値観を持つ多様な主体が認め合い、補い合って真に豊かな暮らしを実感できる自律・分権型の成熟社会を切り拓き、「創造と共生の舞台・兵庫」の実現をめざした多彩で魅力ある県土利用を図るものとする。

#### (1) 神戸・阪神地域

神戸・阪神地域は、行政、商業・業務、居住、教育、文化等の様々な機能が集積し、高次で複合的な都市機能を有する地域として発展してきたが、阪神・淡路大震災では、都市機能を集中させてきた中心市街地が被災し、地域全体が機能不全に陥り、大規模な自然災害の前で都市は脆弱な一面を持つことが認識された。

震災で多量の社会資本と産業ストックが失われたことにより、定住人口の流出や産業経済の空洞化が生じたが、震災から20年以上が経過し、人口や総生産の回復、市街地整備の進捗など、被災地の復興は着実に進んできた。

今後も、震災から得た経験と教訓を十分に踏まえたインフラ整備を始め、福祉コミュニテ

ィの形成、芸術文化機能の充実、既存産業の高度化、新産業の立地を図り、都市機能を計画的に分散配置するなど、質の高い豊かな都市環境を更に充実させながら、自然と共生した安全・安心で快適な都市環境の創造を図る。

このため、市街地においては、循環型社会の構築を図るため、既存都市施設ストックの活用にも配慮するとともに、三宮駅周辺地区においては、交通・商業・業務等の中枢機能をもつ兵庫の玄関口にふさわしい街として再生し、まちの賑わい創出を推進する。

**大規模工場等の跡地においては、その立地条件を活かした土地利用転換を促進し、良好なまちづくりを実現する。**

臨海部の埋立地、遊休地においては、ウォーターフロントとしての立地を活かした住宅・商業・業務等の機能を併せ持つ次世代産業の先導的事業としての基盤整備や既存産業の高度化、新産業の育成・創造、医療産業都市構想の推進など、新しい経済交流拠点づくりや失われた環境の回復をめざす。その際、神戸ポートアイランド地区においては播磨科学公園都市との間で最先端科学技術基盤の連携を促進するとともに、関西圏国家戦略特区の規制緩和を活用するなど、海外からの投資等の誘致を図る。

尼崎臨海地域においては、自然環境の回復・創造による環境共生型のまちづくりをめざす「尼崎21世紀の森づくり」を推進する。

内陸部においては、都市近郊に広がる緑豊かな自然環境を保全しつつ、魅力ある生活空間を持つ居住環境の維持に努めるとともに、自然環境の保全・活用により市街地空間と田園・山麓空間との一体性を活かしたまちづくりを進める。また、急激な人口減少及び高齢化による地域活力の低下が懸念されるオールドニュータウンにおいては、住民が主体となり多世代が支え合う持続するまちへの再生を進める。

都市近郊の森林については、身近で貴重な緑資源として適正な保全と利用を図るとともに、特に六甲山系や北摂連山においては、都心に近接する豊かな自然環境を活用して、自然とのふれあいや環境学習、エコツーリズム、「北摂里山博物館構想」等を推進し、多くの人々が集い、憩い、人と自然が共生する空間づくりを進める。

なお、市街地に隣接する六甲山系南側・東側山麓部において、土砂災害に対する安全性を高めるとともに、緑豊かな都市環境及び自然環境や景観の保全・創出を図るため、六甲山系グリーンベルトの整備を進める。また、大都市近郊に位置し、夜景が綺麗で自然豊かな関西唯一の避暑地である六甲山は、神戸のみならず兵庫の代表的な観光資源の一つであり、自然環境を極力損なわない形で、利活用に積極的に取り組む。

市街化区域内農地など都市農地については、良好な都市環境の形成及び災害時の防災空間の確保の観点からも、計画的な保全と利用を視野に入れつつ有効利用を図るとともに、公園・緑地、市民農園等の公共的利用も図る。特に生産緑地については、生鮮農産物の供給基地、緑地空間、防災空間など多面的機能を発揮する空間として都市環境との調和を図りながら保全する。

一方、都市近郊の農村においては、都市近郊農業の振興を図るため、農地の整備と生鮮農産物の生産など利用の効率化を進めるとともに、農村集落の良好な環境を保全するため、農地、農業用施設の維持・管理を図る。

## (2) 播磨地域（東播磨・西播磨）

### ア 東播磨地域

東播磨地域は、県下最大の河川である加古川を有し、山から海まで多彩な自然が存在する。

また、都市と農村の連たん、地場産業の象徴である「ものづくり産業」の拠点、伝統的な農村などの様々な様相が変容しつつある一方で、自然に恵まれたゆとりある土地空間を有効利用し、環境と調和しながら持続的に発展する新しい地域づくりやアクセスの良さを生かした大きな交流の舞台づくりの可能性を持つ地域である。

したがって、「水辺・ものづくりのまちで生きる」及び「ひょうごのハートランド」をめざす理念のもと、地域の様々な資源と都市との交流接点を活かして地域づくりに取り組むとともに、他地域との交流や物流の基盤となる東西方向や南北方向の交通の円滑化を図る。

こうしたことから、内陸部においては、主として農林業的土地利用がなされてきたが、広域幹線道路の整備等にもない、教育、文化、観光・レクリエーション等の様々な施設立地が進んでいる。

あわせて、産業、教育、研究、居住等の複合機能都市圏の形成のため、ひょうご情報公園都市の活用や、医療・健康・福祉の集積を目指す「小野長寿の郷（仮称）構想」の実現、同構想隣接地での企業立地の促進や雇用の確保のための新たな土地活用を推進する。さらに、災害時における全県を対象とした広域防災拠点、あるいは、平常時の県下のスポーツ拠点としての三木総合防災公園の利活用を図り、人と防災と自然環境の調和した地域形成を図る。また、急激な人口減少及び高齢化による地域活力の低下が懸念されるオールドニュータウンにおいては、住民が主体となり多世代が支え合う持続するまちへの再生を進める。

臨海部においては、神戸・阪神都市圏の外延化の影響を受け、工業化、都市化により都市的土地利用が進んでおり、近年は、東西方向の交通網の発達から、神戸・大阪方面への通勤圏の拡大も進んでいる。また、播磨地域全体が一つの生活圈・経済圏として一体化が進展している。

したがって、臨海部の市街地においては、新産業の立地、住宅地、商業・業務用地等の必要な都市的土地利用への対応を図るとともに、産業の高付加価値化や構造変化への的確な対応、都市機能の充実、生活環境の向上のため、南北方向のみならず東西方向の道路を始め、公園・緑地、河川、下水道等の環境共生に配慮した社会基盤施設の計画的な整備や維持管理・更新により、震災の教訓を踏まえながら安全・安心で良好な市街地の形成を図る。

さらに、臨海部の市街地の周辺等においては、地域全体が“水辺を主役とした博物館”となる新しい地域づくりを進める「いなみ野ため池ミュージアム」や産業と地域の活性化、にぎわいのある水辺空間の再生と創造を図る「高砂みなとまちづくり構想」などを推進する。

一方、内陸部においては、農林業の振興を図るため、地域環境や高齢化の進展に配慮しつつ、農地の良好な管理と森林の適切な整備・保全を進め、豊かな自然と調和した地域づ

くりをめざす。

河川、海岸、ため池等の水辺については、利用者の安全を確保しつつ、有効利用による親水性の確保や野生生物の生息・生育などの生態系等に配慮した公園・緑地等の整備を進める。

## イ 西播磨地域

西播磨地域は、商工業が点在した都市部を有する南部臨海地域と自然豊かな農山村を持つ中北部からなる広大な地域である。また、中国山地から流れ出した市川、揖保川、千種川の3本の河川によって形成される田園風景や伝統・歴史・文化を育んだ個性豊かな流域生活文化圏域を持つ地域である。

今後は、自然、歴史などの地域資源や地域活力の基盤となる産業等を活かした誇りの持てるふるさとづくりや人の輪を大切にして広域的な交流を活発に進める。また、防災面にも配慮された安全・安心で暮らしやすく快適な生活空間を築き上げるとともに、経済面における地域活力の維持・向上に取り組み、人と物と情報が行き交う西播磨交流都市圏づくりを進める。さらに、産業活動、物流面で関連の大きい東播磨地域との一層の連携を図ることが重要である。

このため、臨海部の市街地においては、先端技術産業用地、住宅地、商業・業務用地等の必要な都市的土地利用を推進していくこととする。また、産業の高付加価値化や構造変化への的確な対応、都市機能の充実、生活環境の向上を図るため、南北方向と併せて東西方向の道路を始め、公園・緑地、河川、下水道等の環境共生に配慮した社会基盤施設の計画的な整備や維持管理・更新を行い、自然と共生した安全・安心で良好な都市環境の形成を図る。

一方、内陸部においては、農林業の振興を図るため、地域環境や高齢化の進展に配慮しつつ、農地の良好な管理と森林の適切な整備及び保全を進め、豊かな自然と調和した地域づくりをめざす。

また、播磨科学公園都市については、神戸ポートアイランド地区との高度技術化産業の集積した地域間相互の連携や関連産業の集積を促進するとともに、拠点としてのまちづくりを推進し、人と自然と科学の調和した地域の形成を図る。

さらに、瀬戸内海の温暖な気候と森林や海岸等の豊かな自然を活かし、観光やレクリエーション等の多様な交流ゾーンとしての地域整備を進める。

## (3) 但馬地域

但馬地域は、豊かな森、川、そして海等の優れた自然環境を有しており、これらの豊かな自然を活かした観光・レクリエーション産業や家具、鞆等の地場産業、農林水産業を中心に発展してきたが、都市的利便性・サービスに対するニーズもある。

今後は、引き続き、農林水産業の振興を図りつつ、環日本海交流における県の玄関口として、豊かな自然を舞台とした交流基盤や自然と調和した都市的魅力を有する生活基盤の整備を図る。

このため、広域交通体系の整備、住宅地、教育研究施設の整備等の必要な都市的土地利用



を推進するとともに、中核となる都市においては、教育、文化、情報通信等の都市機能の充実、保健・医療・福祉の一体的推進に資する施設の整備、生活環境の向上のための道路、公園・緑地、河川、下水道等の環境共生に配慮した社会基盤施設の計画的な整備や維持管理・更新により、安全・安心で良好な市街地の形成を図る。あわせて、地域産業の活性化、雇用の受け皿創出を図るため、企業立地を促進する。

一方、農山漁村においては、流通や加工過程を含め付加価値の高い地域特産物の生産活動に必要な6次産業施設の整備を図るとともに、農地、森林及び漁港の良好な管理と適切な整備・保全を図り、あわせて、生活環境の向上のための都市基盤施設の整備や、養父市中山間農業改革特区の規制緩和を活用した農地の流動化を促進する。

また、山陰海岸ジオパークに代表される海岸、森林、温泉、二次的自然としての農地等の多彩で豊かな自然資源の保全と活用に努め、地域のシンボルであるコウノトリの野生復帰事業をはじめとして、住民や各種団体、行政の協働のもと、名実ともに「あしたのふるさと但馬〜コウノトリ翔る郷〜」として地域をあげた取組を進める。

さらに、冬季においても快適な生活を維持するため、雪に強い道路整備など、利雪を含む総合的な凍雪害対策を進める。

#### (4) 丹波地域

丹波地域は、田畑や里山、伝統的な建物からなる田園風景が残り、「日本のふるさと」とも言える美しい景観を呈している。また、丹波の自然は、そこに住む人々はもちろん、隣接する阪神都市圏等の人々に対して、余暇活動の場を提供するなど、重要な役割を担っている。

したがって、緑豊かな自然や伝統文化を守り活かしながら人と自然と文化が調和した地域づくりをめざすこととしている「丹波の森構想」を推進し、ゆとりとうるおいのある生活空間の形成を図るとともに、都市との交流による効果を地域の活性化につなげることが必要となっている。

このため、観光・レクリエーション産業を振興し、住宅地、産業・業務用地等の必要な都市的土地利用を自然との調和に配慮しながら推進することとし、都市機能の充実、生活環境の向上のための道路、公園・緑地、河川、下水道等の環境共生に配慮した社会基盤施設の計画的な整備や維持管理・更新により、安全・安心で良好な市街地の形成を図る。あわせて、地域産業の活性化、雇用の受け皿創出を図るため、企業立地を促進する。

また、農林業の振興のため、農地の良好な管理により、盆地特有の気候や風土を生かした地域特産物を育成し、環境創造型農業や交流型農業を進めるとともに、森林の適切な整備・保全を図る。

さらに、豊かな自然資源やすぐれた伝統文化を活かし、都市住民との様々な交流活動の展開やリピーターの確保、更には、定住へとつなげることによる地域活性化を図るため、「たんば移住・環流プロジェクト」を推進する。

#### (5) 淡路地域

淡路地域は、豊かな自然に恵まれた優れた景観を有し、農業・畜産業、漁業が盛んであるとともに、“国うみ伝承”に彩られた歴史、淡路人形浄瑠璃等の伝統文化、全国的に知られ

る瓦・線香に代表される地場産業など、多様な地域資源に恵まれた観光交流の島でもある。

関西国際空港や明石海峡大橋、神戸空港などの交流基盤が整うなか、地域特性を活かし、自然環境と調和した住み良い生活空間と多彩な交流空間の形成を進めている。

平成12年に淡路花博「ジャパンフローラ2000」を開催し、阪神・淡路大震災からの創造的復興をめざす姿をアピールするとともに、花と緑の存在が、豊かなライフスタイルの創造や人と自然の調和を実現していく島づくりを支える象徴として再認識した。平成27年には「人と自然の共生のステージ」をテーマに、淡路花博2015「花みどりフェア」を開催し、花と緑に加え、「あわじ環境未来島構想」の取組や多彩な食の魅力などを発信した。

今後は、「環境立島あわじ〜人と自然の豊かな関係をきずく“公園島”へ〜」を目標に、持続可能な社会の実現を目指す。

このため、市街地においては、都市機能の充実、生活環境の向上のための道路、公園・緑地、河川、下水道等の環境共生に配慮した社会基盤施設の計画的な整備や維持管理・更新により、安全・安心で良好な市街地の形成を図る。あわせて、地域産業の活性化、雇用の受け皿創出を図るため、企業立地を促進する。

農山漁村においては、技術革新、生産流通施設の近代化等による都市近郊農業の振興や水産業の活性化を図るため、農地、森林及び漁港の良好な管理と適切な整備・保全を図り、あわせて、生活環境の向上のための社会基盤施設の整備を進める。また、農地やため池の持つ防災機能を高めることにより、災害に強い農村づくりを進める。

なお、自然維持地域等においては、再生可能エネルギーの利活用による環境保全や循環型社会の実現を目指す。また、外来種の駆除、自生種による緑化活動、放置竹林や里山・里海の整備など生物多様性を保全する取組を進める。

さらに、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、南海トラフ地震被害の軽減を図る。

## II 県土の利用区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要

### 1 県土の利用区分ごとの規模の目標

- (1) 計画の目標年次は平成37年とし、基準年次は平成26年とする。
- (2) 県土の利用に関して基礎的な前提となる人口と一般世帯数については、平成37年において、それぞれおよそ538.5万人、およそ230万世帯と想定する。
- (3) 県土の利用区分は、農地、森林、宅地等の地目別区分とする。
- (4) 県土の利用区分ごとの規模の目標については、将来人口や各種計画等を前提とし、利用区分別の現況と変化についての調査に基づき、利用区分別に必要な土地面積を予測し、土地利用の実態との調整を行い、定めるものとする。
- (5) 県土の利用の基本構想に基づく平成37年の利用区分ごとの規模の目標は、次表のとおりである。これらの数値については、今後の経済社会の不確定さ等にかんがみ、弾力的に理解されるべき性格のものである。

農地については、農用地区域外での宅地、道路等への転用が見込まれるものの、作付・再生可能な耕作放棄地は農地として積極的活用を図るものとし、森林については、適切な整備及び保全を図る。

水面・河川・水路については、ダムの整備による増加とため池や水路の減少、道路については一般道路及び林道の整備による増加と農道の減少が見込まれる。

宅地のうち、住宅地については、世帯数が計画期間中に減少に転じ、空き家を含む既存住宅の利活用が進むことが想定される。工業用地については、企業立地を促進すべく、未分譲工業用地の有効利用を図るものとし、その他の宅地については、土地利用の高度化を図りつつ、必要な用地を確保する。

表 県土の利用区分ごとの規模の目標 (単位：ha)

地 目	実績値 平成26年	目標値 平成37年	構 成 比		増 減
			平成26年	平成37年	
農 地	75,420	73,950	9.0%	8.8%	△ 1,470
(優良農地※ <sup>1</sup> )	(62,098)	(62,500)	7.3%	7.4%	(402)
森 林	560,090	558,190	66.7%	66.4%	△ 1,900
水面・河川・水路	32,250	32,190	3.8%	3.8%	△ 60
道 路	34,970	35,380	4.2%	4.2%	410
宅 地	65,650	66,200	7.8%	7.9%	550
住宅地	37,780	37,940	4.5%	4.5%	160
工業用地	7,670	8,060	0.9%	1.0%	390
その他の宅地	20,200	20,200	2.4%	2.4%	0
その他	71,710	74,280	8.5%	8.8%	2,570※ <sup>2</sup>
県 土 面 積	840,090	840,190	100.0%	100.0%	100
(参考) 市街地 (注)	58,360	55,600	7.0%	6.6%	△2,760

(注) 市街地は、「国勢調査」の定義による人口集中地区である。平成26年欄の市街地の面積は、平成27年の国勢調査による人口集中地区の面積である。

※<sup>1</sup> 農業振興地域整備基本方針に定める農業振興地域の農用地区域内において確保すべき農地

※<sup>2</sup> 非農用地化された雑種地、空き地、太陽光発電施設用地等

(参考) 森林面積について (平成26年)

本県の県土利用の約2/3を占める森林については、民有林が約95%を占めており、そのうち天然林が半分強、人工林は4割程度である。樹種別では、人工林についてはスギ、ヒノキが大半を占めており、天然林については広葉樹の方が針葉樹より多い。所有形態別では、個人所有が過半を占める。 (単位：ha)

	計	国有林	民有林								
			小計	人工林				天然林		その他	
森林面積	560,090	29,180	530,910	221,630				294,870		14,410	
構成比	100.0%	5.2%	94.8%	39.6%				52.6%		2.6%	
樹種別			(民有林)	スギ	ヒノキ	マツ	その他	針葉樹	広葉樹	竹林	無立木地等
			530,910	109,130	92,270	17,360	2,870	80,210	214,660	3,180	11,230
構成比			100.0%	20.6%	17.4%	3.3%	0.5%	15.1%	40.4%	0.6%	2.1%

所有形態別	(民有林)	県	市町	財産区	慣行共有 ※1	個人	公社・森総※2	会社・その他
	530,910	6,820	35,200	7,870	78,020	275,440	44,910	82,650
構成比	100.0%	1.3%	6.6%	1.5%	14.7%	51.9%	8.5%	15.6%

※1 慣行共有：民法上の入会権、地方自治法上の旧慣使用権によって使用収益している山林などを保有する集団を総称したもの

※2 森総：国立研究開発法人森林総合研究所

## 2 地域別の概要

(1) 地域別の利用区分ごとの規模の目標を定めるに当たっては、土地、水、自然などの県土資源の有限性を踏まえ、地域の個性や多様性を活かしつつ、必要な基礎条件を整備し、県土全体の調和ある有効利用とともに環境の保全が図られるよう、適切に対処しなければならない。

(2) 計画の目標年次、基準年次、県土の利用区分及び利用区分ごとの規模の目標を定める方法は、1に準ずるものとする。平成37年における地域別の人口は、神戸・阪神地域では、320.6万人、播磨地域では、177.9万人、但馬地域では、16.6万人、丹波地域では、10.3万人、淡路地域では、13.1万人程度を前提とする。

(3) 平成37年における県土の利用区分ごとの規模の目標は、次のとおりである。

これらの数値については、(2)で前提とした地域別の人口に関して、なお変動があることも予想されるので、流動的な要素があることに留意しておく必要がある。

(単位：ha)

地 目	神戸・阪神地域	播磨地域	但馬地域	丹波地域	淡路地域	合計
農 地	7,750	35,750	11,000	9,910	9,540	73,950
森 林	54,840	231,960	175,690	65,090	30,610	558,190
水面・河川・水路	5,900	16,640	4,910	2,430	2,310	32,190
道 路	10,250	14,740	4,390	2,840	3,160	35,380
宅 地	24,240	31,590	4,170	3,170	3,030	66,200
住宅地	14,640	17,110	2,400	2,020	1,770	37,940
工業用地	2,330	5,270	160	230	70	8,060
その他の宅地	7,270	9,210	1,610	920	1,190	20,200
その他	17,780	28,760	13,170	3,640	10,930	74,280
県土面積	120,760	359,440	213,330	87,080	59,580	840,190

## III IIに掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

県土の利用は、本計画に基づき、公共の福祉を優先させるとともに、地域をとりまく自然や社会、経済、文化的条件等を踏まえて総合的かつ計画的に進める必要がある。このため、土地の所有者は、良好な土地管理と有効な土地利用に努めるとともに、県等は、各種の規制措置、

誘導措置等を通じた総合的な対策を実施する。なお、本計画は、県、市町などの公的主体に加え、地域住民や民間企業、NPO、学術研究者などの多様な主体の活動により実現される。以下に掲げる措置は、それら多様な主体の参画と協働と、各主体間の適切な役割分担に基づき実施されるものである。

## 1 土地利用関連法制等の適切な運用

国土利用計画法及びこれに関連する土地利用関係法の適切な運用、並びに本計画、市町計画など、土地利用に関する計画による土地利用の計画的な調整を通じ、適正な土地利用の確保と県土資源の適切な管理を図る。特に、土地利用基本計画は個別規制法に基づく諸計画に対する上位計画であり、間接的な規制規準としての役割を果たすものである。従って、同計画において県は、地域が主体となった土地利用を推進するため、地域の実情を熟知した基礎自治体である市町の意向を十分踏まえるとともに、土地利用の影響の広域性を踏まえ、地方公共団体等、関係機関相互間の適切な調整を図ることにより、土地利用の総合調整を積極的に行う。

## 2 21世紀兵庫長期ビジョンを基調とした地域整備の推進

地域の個性や多様性を生かしつつ、地域間の機能分担と交流・連携を促進し、地域の活性化と自立的な発展を図ることを通じて、県土の均衡ある発展を図る。

そのため、「21世紀兵庫長期ビジョン」を基調として、地域の特性に応じた地域整備施策を推進し、都市及び農山漁村における総合的環境の整備を図る。

その際、「兵庫県地域創生戦略」に則り、兵庫らしい地域創生に取り組むものとするほか、事業計画等の策定に当たっては、社会的側面、経済的側面、環境的側面等について総合的に配慮する。

## 3 県土の保全と安全性の確保

(1) 県土の保全と安全性の確保のため、自然災害への対応として、流域内の土地利用との調和、生態系の有する多様な機能の活用等にも配慮した治水施設等の整備を通じ、より安全な県土利用への誘導を図るとともに、河川、砂防、港湾等の県土保全施設の整備と維持管理を推進する。

また、災害リスクの高い地域の把握、公表を積極的に行うとともに、地域の状況等を踏まえつつ、災害リスクの低い地域への公共施設等の立地による誘導や、関係法令に基づいた土地利用制限を行う規制区域の指定を促進する。加えて、地域防災力向上の観点から、ハザードマップの作成、配布や防災教育の体系的な実施、自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動等を推進するとともに、阪神・淡路大震災等、過去の災害における被害や復旧・復興の経験、そこから得た教訓を継承し、「災害文化」の確立を図る。

さらに、渇水等に備えるためにも、水の効率的な利用と有効利用、水インフラ（河川管理施設、水力発電施設、農業水利施設、工業用水道施設、水道施設、下水道施設等）の適切かつ戦略的な維持管理・更新や安定した水資源の確保のための総合的な対策を推進する。

(2) 森林の持つ県土保全と安全性の確保に果たす機能の向上を図るため、適切な保育、間伐な

どの森林整備を推進するとともに、山地災害の発生の高危険性が高い地区の的確な把握に努め、保安林の適切な指定・管理や治山施設の整備等を推進する。その際、流域保全の観点からの関係機関との連携や地域における避難体制の整備などのソフト対策との連携を通じた効果的な事業の実施を図る。

- (3) 中枢管理機能やライフライン等の安全性を高めるため、代替機能や各種データ等のバックアップ体制の整備等を推進するとともに、基幹的交通、エネルギー供給拠点、電力供給ネットワーク、通信ネットワーク及び上下水道等の多重性・代替性の確保を図る。また、災害時の復旧・復興を迅速化する基幹道路ネットワークのミッシングリンクの早期解消を図ること等により、県土レベルでの多重性・代替性を確保する。
- (4) 都市における安全性を高めるため、市街地等において、地下空間に対する河川や内水の氾濫防止対策、津波による甚大な被害が想定される地域における拠点市街地等の整備、公園・街路等の活用による避難地・避難路の整備、住宅・建築物の耐震化、災害時の業務継続に必要なエネルギーの自立化・多重化、及び道路における無電柱化などの対策を進める。

#### 4 持続可能な県土の管理

- (1) 人口減少下においても持続可能な都市の形成に向け、都市施設の整備・管理や土地利用の合理化等を推進する。その際、誰もが安心して暮らし、活動できるユニバーサル社会の実現に向け、公共施設等のバリアフリー化を進めるとともに、優れた景観や地域資源を有する地方都市において、都市機能の更新・集積等により、地域の賑わいを生み出す拠点や地域の住民が快適に暮らすことができる拠点づくりを進める。また、オールドニュータウンにおいては、若年世帯の呼び込みや高齢者の安心居住を支援することにより、住民が主体となり多世代が支え合う持続するまちへの再生を進める。
- (2) 食料の安定供給に不可欠な優良農地を確保するとともに県土保全等の多面的機能を発揮させるため、農業の担い手の育成・確保と営農等の効率化に向けて農地の大区画化等の農業生産基盤の整備や農地中間管理機構等を活用した農地の集積・集約を推進するほか、担い手に集中する水路等の管理を地域コミュニティで支える活動を支援する。また、利用度の低い農地について、農地のリース方式による企業の農業参入や、不作付地の解消、裏作作付の積極的拡大等、有効利用を図るために必要な措置を講ずる。さらに、農業の雇用促進と6次産業化などによる農林水産物の高付加価値化の取組等を支援する。
- (3) 持続可能な森林管理のため、県産木材の供給拡大に取り組むとともに、CLT（直交集成板）などの新たな木材製品の普及による木材需要の創出、施業集約化の加速化や地域の状況に応じた路網整備等による県産木材の安定的かつ効率的な供給体制の構築並びに再造林、間伐等の森林の適切な整備及び保全等を通じ、林業の成長産業化を進める。
- (4) 健全な水循環の維持又は回復のため、関係者の連携による流域の総合的かつ一体的な管理、

貯留・涵養機能の維持及び向上、安定した水供給・排水の確保、持続可能な地下水の保全と利用の促進、地球温暖化に伴う気候変動への対応、水環境の改善等の施策を総合的かつ一体的に進める。

- (5) 海岸の保全を図るため、海岸侵食対策や下流への土砂供給など山地から海岸までの一貫した総合的な土砂管理の取組の推進等を通じて、土砂の移動等により形成される美しい山河や白砂青松の海岸の保全・再生を図る。土砂採取に当たっては、環境・景観保全や経済社会活動等に配慮しつつ適切に行う。
- (6) 美しく魅力あるまちなみ景観や水辺空間の保全・再生・創出、まちなみ緑化の推進、地域の歴史や文化に根ざし自然環境と調和した良好な景観の維持・形成を図る。また、歴史的風土の保存を図るため開発行為等の規制を行う。

## 5 自然環境の保全・再生・活用と生物多様性の確保

- (1) 高い価値を有する原生的な自然については、公有地化や厳格な行為規制等により厳正な保全を図る。野生生物の生息・生育、自然景観、希少性などの観点からみて優れている自然については、行為規制等により適正な保全を図る。二次的自然については、適切な農林水産業活動、民間・NPO等による保全活動の促進や支援の仕組みづくり、必要な施設の整備等を通じて自然環境の維持・形成を図る。自然が劣化・減少した地域については、自然の再生・創出により質的向上や量的確保を図る。
- (2) 県土には希少種等を含む様々な野生生物が生息・生育していることも踏まえ、原生的な自然環境だけでなく、農地、耕作放棄地等においても希少種等の野生生物に配慮した土地利用を推進するとともに、工場緑地等において企業等による自主的な取組を促進させる仕組みを検討する。
- (3) 森・里・川・海の連環による生態系ネットワークの形成のため、流域レベルや地域レベルなど空間的なまとまりやつながりに着目した生態系の保全・再生を進める。また、生物多様性に関する新たな知見やフィールド検証等を踏まえて、人口減少に伴い利用されなくなった土地等についても自然再生等により活用する。これらを含めた広域圏、県、市町など様々な空間レベルにおける生態系ネットワークの形成に関する計画を段階的・有機的に形づくることにより、県土全体の生態系ネットワークの形成へつなげる。
- (4) 自然環境及び生物多様性に関しては、気候変動による影響を念頭に保全を進めるため、生態系や種の分布等の変化の状況をよりの確に把握するためのモニタリングや、県民の生命や生活の基盤となる生物多様性及び生態系サービスへの影響を把握するための調査・研究を推進する。
- (5) 自然生態系が有する非常時の防災・減災機能や、その機能の利用による長期的なコストの

評価や検証等を行い、各地域の特性に応じた計画や事業を通じて、自然生態系を積極的に活用した防災・減災対策を推進する。

- (6) 国立公園などの優れた自然の風景地や地域固有の自然生態系、自然に根ざした地域の文化は、観光資源として極めて高い価値を有している。このため、これらの自然資源を活かしたエコツーリズムの推進に加え、環境に配慮して生産された産品、地域の自然によりはぐくまれた伝統、文化等の活用により、観光をはじめとした地域産業を促進する。また、国内はもとより訪日外国人の関心も高いことから、多言語化を含む戦略的な情報発信及び受入環境の整備により、国立公園などのブランドを活かした国内外の観光客の増加を図る。
- (7) 野生鳥獣による被害防止のため、森林奥地の餌場の確保や侵入防止柵等の整備、鳥獣の保護・管理を行う人材育成等を推進する。また、侵略的外来種の定着、拡大を防ぐため、完全排除を基本としつつ、防除手法などの開発に努め、その他防除に必要な調査研究を行う。
- (8) ヒートアイランド現象や地球温暖化等への対策を加速させるため、複数施設等への効率的なエネルギーの供給、太陽光・バイオマス等の再生可能エネルギーの面的導入、都市における緑地・水面等の効率的な配置など環境負荷の小さな土地利用を図る。また、森林整備等の森林吸収源対策の着実な実施に取り組む。さらに、公共交通機関の整備・利用促進や円滑な交通体系の構築、低炭素型物流体系の形成などを進める。
- (9) 県民の健康の保護及び生活環境の保全のため、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、悪臭等に対して引き続き対策を行う。住宅地周辺においては、工場・事業所等からの騒音、悪臭等による県民の生活環境への影響に配慮した計画及び操業とすることを推進する。特に、閉鎖性水域に流入する流域において、水質保全に資するよう、生活排水や工場・事業場排水等の点源負荷及び市街地、農地等からの面源負荷の削減対策や適切な栄養塩類濃度を維持する管理など、総合的な水質改善対策を推進し、健全な水循環の維持又は回復を図る。
- (10) 循環型社会の形成に向け、廃棄物の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）を一層進める等、持続可能な資源利用を推進する。また、発生した廃棄物の適正な処理を行うための広域的・総合的なシステムを形成するため、環境の保全に十分配慮しつつ、必要な用地の確保を図る。さらに、廃棄物の不法投棄等の不適正処理の防止と適切かつ迅速な原状回復に努める。
- (11) 良好な環境を確保するため、事業の実施段階において環境影響評価を実施すること、事業の特性を踏まえつつ公共事業等の位置や規模等の検討段階において環境的側面の検討を行うことなどにより、適切な環境配慮を促進し、土地利用の適正化を図る。
- (12) 瀬戸内海を豊かで美しい里海として再生するため、自然海岸等の保全や再生に努めるとともに、海岸及び海域の埋立てについては、瀬戸内海環境保全特別措置法の趣旨に十分配



慮するほか、代償措置の実施など環境への配慮にも努める。

## 6 土地の有効利用の促進

- (1) 市街地における低・未利用地及び空き家等の有効活用、企業や自治体が有する不動産の有効活用の取組の促進など、未利用資源の活用促進を図る。特に、空き家等については、所在地の把握や所有者の特定など実態を把握した上で、購入希望者等が条件に合う物件を容易に探せるよう市町の空き家バンク情報の一元化を図るほか、空き家等を住宅や事業所、地域交流拠点として活用するための改修支援や、ニュータウンなどの住宅エリアにおいて店舗や事務所等の立地を可能とするための用途地域等の柔軟な見直しなどを行い、利活用を促進する。また、倒壊等により周辺に危険が及ぶおそれのある空き家等については、除却等の措置を進める。改修や除却については、支援措置を充実させていくことも重要である。あわせて、住宅の長寿命化や既存住宅の流通市場整備等を推進すること等により、既存住宅ストックの有効活用を進める。
- (2) 道路については、緊急時の高速性と円滑な交通が確保できる代替性を備えた基幹道路ネットワークの形成やこれを補完する幹線道路網等の整備による災害に強い交通体系の形成をめざすとともに、交通安全施設等の整備による安全で円滑な交通の確保、無電柱化、既存道路空間の再配分などにより、道路空間の有効利用を図るほか、道路緑化等の推進により、安全で安心できる良好なまちなみ形成にも資する道路景観の形成を図る。
- (3) 工業用地については、高度情報通信インフラ、研究開発インフラ、産業・物流インフラ等の戦略的かつ総合的な整備を計画的に促進することにより、経済活動のグローバル化への対応や産業の高付加価値化等を図るとともに、質の高い低コストの工業用地の整備を計画的に進める。その際、地域社会との調和及び公害防止の充実を図る。また、次世代成長産業の育成や企業誘致の促進、ものづくり産業の競争力の強化に努め、既存の工業団地のうち未分譲のものや工場跡地等の有効利用を促進する。
- (4) 都市への人口移動が進む中で、地方を中心に、今後も所有者の所在の把握が難しい土地が増加することが想定され、土地の円滑な利活用に支障を来すおそれもあるため、その増加の防止や円滑な利活用等に向けた現場の対応を支援するための方策の総合的な検討に努める。

## 7 土地利用転換の適正化

- (1) 土地利用の転換を図る場合には、その転換の不可逆性及び影響の大きさに十分留意した上で、人口及び産業の動向、周辺の土地利用の状況、社会資本の整備状況その他の自然的・社会的条件等を勘案して適正に行うこととする。また、転換途上であっても、これらの条件の変化を勘案する必要があるときは、速やかに計画の見直し等の適切な措置を講ずる。特に、人口減少下にも関わらず自然的土地利用等から都市的土地利用への転換が依然として続いている一方、都市の低・未利用地や空き家等が増加していることにかんがみ、これらの有効活用を通じて、自然的土地利用等からの転換を抑制する。

(2) 大規模な土地利用転換については、その影響が広範に及ぶため、周辺地域をも含めて、事前に十分な調査を行い、県土の保全と安全性の確保、環境の保全等に配慮しつつ、適正な土地利用を図る。また、地域住民の意向等地域の状況を踏まえるとともに、市町の基本構想など地域づくりの総合的な計画、公共用施設の整備や公共サービスの供給計画等との整合を図る。

(3) 農地等の農林業的土地利用と宅地等の都市的土地利用が無秩序に混在する地域または混在が予測される地域においては、必要な土地利用のまとまりを確保することなどにより、農地や宅地等相互の土地利用の調和を図る。また、土地利用規制の観点からみて無秩序な施設立地等の問題が生じている地域において、土地利用関連制度の的確な運用等を通じ、地域の環境を保全しつつ地域の状況に応じた総合的かつ計画的な土地利用を図る。

## 8 県土に関する調査の推進

総合的・計画的な土地利用を展開するため、県土を総合的に把握するための国土調査、法人土地・建物基本調査及び自然環境保全基礎調査等県土に関する基礎的な調査を推進するとともに、その総合的な利用を図る。

特に、地籍整備の実施による土地境界の明確化は、事前防災や被災後の復旧・復興の迅速化を始めとして、土地取引、民間開発・県土基盤整備の円滑化等に大きく貢献し、極めて重要な取組であることから、県内の全ての市町において地籍調査が実施されるよう、地籍調査の計画的な実施を促進する。

## 9 計画の効果的な推進

計画の推進等に当たっては、各種の指標等を活用し、県土利用をとりまく状況や県土利用の現況等の変化及びこれらの分析を通じて計画推進上の課題を把握し、計画がその目的を達するよう効果的な施策を講じる。

## 10 県土マネジメントの推進

県土の適切な管理に向けて、所有者等による適切な管理、国や県、市町による公的な役割に加え、地域住民、企業、NPO、行政、他地域の住民など多様な主体が、森林づくり活動、河川・湖沼環境の保全活動、農地の保全管理活動等に参画するほか、地元農産品や地域材製品の購入、「緑」を次世代に引き継ぐため、県民共通の財産である緑の保全再生を社会全体で支え、県民総参加で取り組む仕組として導入した「県民緑税」、緑化活動に対する寄付等、様々な方法により県土の適切な管理に参画する「多様な主体の参画と協働による県土マネジメント」の取組を推進する。

## おわりに

本計画では、「兵庫の強みを活かした適切な県土利用」、「複合的な施策の推進と県土の選択的な利用」、「多様な主体の参画と協働による県土マネジメント」の3つの基本方針を示してい

るが、これらを実現するために必要な土地利用の転換には数十年単位の期間を要する場合も多い。したがって、計画期間を超えた長期的な見通しの上に地域の合意形成を進めるなど、長期の視点から取り組んでいくことが求められる。

また、人口減少下で、これらを実現していくためには、土地利用や県土管理の手法等について新たな知見が必要となることが想定される。このため、本計画を具体化するための手法や様々な主体の役割等については、計画策定後、さらに検討を進めていくこととする。